

事 務 連 絡
平成29年10月18日

各国立大学法人の長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各都道府県知事

文部科学省高等教育局高等教育企画課
新たな高等教育機関プロジェクトチーム

専門職大学の制度化に伴う制度説明会の開催について

先の第193回通常国会において、「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」が成立し、平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

また、これを受け、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）」をはじめとする関係政省令等も整備してきているところです。これらの法令の制定・改正の趣旨、概要及び留意事項は「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）（29文科高第542号）」で通知している通りですが、このたび、制度内容に係る説明会を別紙のとおり開催することとしました。

出席される場合は、別添の申込様式に必要事項を記入の上、平成29年10月26日（木）18時（必着）までに、下記連絡先までメールでご連絡ください。

なお、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人（準学校法人を含む。）に対して周知を図るよう配慮願います。

(連絡先)

文部科学省高等教育局高等教育企画課
新たな高等教育機関プロジェクトチーム

福田、辻、三木

Tel: 03-5253-4111 (内線 4757)

Mail: syokugyo@mext.go.jp

専門職大学の制度化に伴う制度説明会の開催について

このたび、制度内容に係る説明会を下記のとおり開催することとしましたのでお知らせいたします。

出席される場合は、申込様式に必要事項を記入の上、平成 29 年 10 月 26 日（木）18 時（必着）までに、下記連絡先までメールでご連絡ください。

記

○日 時 : 平成 29 年 11 月 6 日（月）13:30～15:00

○場 所 : 文部科学省 第一講堂（合同庁舎 7 号館東館 3 階）
（住所：東京都千代田区霞が関三丁目二番二号）

○説明事項：（1）専門職大学等の制度化について
・ 専門職大学等の制度化の経緯
・ 専門職大学等の制度概要
・ 大学等の専門職学科
（2）質疑応答
（3）その他

○連絡先：文部科学省高等教育局高等教育企画課
新たな高等教育機関 P T
syokugyo@mext.go.jp

- ※ 説明事項、進行順序等については、変更になる場合があります。
- ※ 制度趣旨等に関する説明会であり、設置の手續に係る説明会ではありません。